平成２１年（フ）第１７２号
山形県米沢市通町１丁目１番99号
債務者　漆山　典子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１７４号
山形県米沢市窪田町窪田100番地の37　市営住宅Ｂ－４－４号室
債務者　高橋　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１７２号
福島県河沼郡会津坂下町字東南町裏甲3985番地13、前住所福島県河沼郡会津坂下町字大道2415番地
債務者　藍田　武志
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１７３号
福島県会津若松市大塚２丁目４番60号、前住所福島県会津若松市大町２丁目６番19号　ＪＩＮハウスＩ205号
債務者　武田　博介
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第３０６号
千葉県八街市八街ろ145番地410　アクティフ弐番館202
債務者　越川　博江
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３２６号
千葉県印旛郡酒々井町中央台３丁目１番　11棟301号
債務者　白鳥　明子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３３３号
千葉県佐倉市吉見487番地１
債務者　高野千世幸
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３３５号
千葉県白井市神々廻1570番地の16
債務者　毛利奈緒美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３５７号
千葉県四街道市四街道３丁目６番22号
債務者　福本文美子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３５９号
千葉県佐倉市大蛇町232番地大蛇住宅３―205号　菅原美知子方、住民票上の住所千葉県佐倉市城811番地４
債務者　菅原　孝義
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３６２号
千葉県印旛郡栄町安食２―11―35　スカイハイツ201号、住民票上の住所千葉県印西市小林2505番地
債務者　小野眞裕美（旧姓海老原）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第８５号
千葉県富津市下飯野1126番地　山九社宅４棟103号、住民票上の住所千葉県木更津市港南台４丁目６番地６
債務者　藤平　智司
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１０６号
千葉県袖ケ浦市神納4135番地82
債務者　藤原　佳子（旧姓三橋）
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１１１号
千葉県木更津市清見台南４丁目７番Ｃ棟201号
債務者　角巻　俊信
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１１２号
千葉県木更津市清見台南４丁目７番Ｃ棟201号
債務者　角巻　貴子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１１８号
千葉県木更津市貝渕３丁目９番６号
債務者　柳川　勝彦
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１２８号
千葉県木更津市真里谷1164番地３
債務者　斉藤ます子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部